



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年2月10日金曜日 第2847号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出（3件）.....（医療対策課）.....61
 保安林の指定施業要件の変更予定.....（森林整備課）.....61
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）.....62
 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）.....62
 道路の区域変更（県道石畳中山線）.....（南予地方局大洲土木事務所）.....62
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....62
 指定医師の所在地の変更.....（福祉総合支援センター）.....62
 指定医師の辞退の届出.....（ " ）.....62

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）.....63
 不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（ " ）.....63

告 示

○愛媛県告示第117号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年2月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
今治市医師会市民病院	今治市別宮町七丁目1番40号	一般社団法人今治市医師会	平成32年1月24日まで

○愛媛県告示第118号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年2月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪29番地1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	平成32年1月31日まで
西条中央病院	西条市朔日市804番地	社会医療法人同 心 会	平成32年1月31日まで
横山病院	西条市小松町新屋敷甲286番地	医療法人 倬 清 会	平成32年1月31日まで

○愛媛県告示第119号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年2月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638番地	八 幡 浜 市	平成32年1月31日まで

○愛媛県告示第120号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年2月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 宇和島市津島町山財95、200、1717、1718、1725、1726、1755から1758まで、1835、1935、1980、2169、2295、2448、2709、3108、3148、3149、3166、4568から4570まで、4572から4575まで、4577、4578、4585、4586、4588、4590から4595まで、4600から4602まで、4608、4610、4612から4616まで、4618、4619、4621
- (2) 保安林として指定された目的
 水源^{かん}の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 変更しない。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 宇和島市津島町岩松甲1233の1・甲1238の5から甲1238の7まで・甲1243の4（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、甲1238の2、甲1238の3、津島町高田乙341の3、乙342の1、乙345の2、乙354、乙358の3、乙361から乙363まで、乙364の2、乙373、乙381の2、乙383の2、乙389の1
- (2) 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第121号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年 2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第122号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年 2月10日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成29年 1月31日

3 指定道路の位置

四国中央市中之庄町字頭王330番の一部及び331番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.70メートル

(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	石畳中山線	喜多郡内子町袋口2342番2	旧	メートル 10.5~11.6	キロメートル 0.038	
			新	10.9~14.8	0.038	

○愛媛県告示第124号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石畳中山線	喜多郡内子町袋口2342番2	平成29年 2月10日

○愛媛県告示第125号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成29年 2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
亀 岡 博	医療法人弘友会加戸病院	大洲市若宮548	医療法人良知会かめおか内科	大洲市東大洲987-1	平成29年 1月1日

○愛媛県告示第126号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成29年 2月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢 体 不 自 由	神 經 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	矢 部 勇 人	東温市志津川	平成29年1月6日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成29年 2月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,186,340
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,727
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 248,293

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	44,171	14,724

南 宇 和 郡	19,921	6,641
松山市・上浮穴郡	439,369	139,895
今 治 市・越智郡	143,819	47,940
宇和島市・北宇和郡	80,997	26,999
八幡浜市・西宇和郡	39,686	13,229
新 居 浜 市	101,626	33,876
西 条 市	93,288	31,096
大洲市・喜多郡	53,022	17,674
伊 予 市	32,020	10,674
四 国 中 央 市	75,602	25,201
西 予 市	34,503	11,501
東 温 市	28,316	9,439

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年 2月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>1 病院</p> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>指定年月日</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2～5 省略</p>	名 称	所 在 地	指定年月日	省略						省略			<p>1 病院</p> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>指定年月日</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>永井病院</td> <td>伊予市灘町66</td> <td>昭和50年3月17日</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2～5 省略</p>	名 称	所 在 地	指定年月日	省略			永井病院	伊予市灘町66	昭和50年3月17日	省略		
名 称	所 在 地	指定年月日																							
省略																									
省略																									
名 称	所 在 地	指定年月日																							
省略																									
永井病院	伊予市灘町66	昭和50年3月17日																							
省略																									